

愛媛県弓道連盟懲戒規程

第1条

この規程は愛媛県弓道連盟規約第4条第8号の規定により、懲戒に必要な事項を定める。

第2条（適用対象）

本規程は、愛媛県弓道連盟会員全てに適用する。

第3条（違反行為）

前条に掲げる者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 会員に対して、各種ハラスメントを行うこと。ハラスメントに関する規程は別に定める。
- (2) 弓道活動の運営を妨げ、あるいは、施設の不適切な利用等を行うこと。
- (3) 補助金等の不正受給、不正使用、本連盟の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、業務に関して不正な利益を供与し、申し込み、要求し、または約束すること。
- (4) 反社会的勢力と関係を有すること。
- (5) 法令や本連盟の会則その他の規程等に違反すること。
- (6) 弓道の品位を害し、または本連盟の名誉を毀損させる行為。
- (7) 本連盟の機密事項を漏洩すること。
- (8) そのほか、各号に準ずる不適当な行為。

第4条（違反行為に対する懲戒の種類）

1 前条に定める違反行為をした者（以下「違反者」という）は、その内容に応じて次の各号の懲戒処分を受ける。なお、本規程において、「資格」とは地方委員、役員、名誉職等の各資格をいう。（公財）全日本弓道連盟会員資格等は当該連盟が判断するものとする。

- (1) 注意：始末書を提出させ、口頭による注意を行い戒める。
- (2) 戒告：始末書を提出させ、文書による注意を行い戒める。
- (3) 資格停止：違反者の資格を5年以下の一定期間停止する。
- (4) 資格取消：違反者の資格を取り消す。
- (5) 登録停止：違反者の会員登録を5年以下の一定期間停止する。
- (6) 除名：違反者を本連盟から永久に除名する。
- (7) 諭旨退任：地方委員、役員及び名誉職等の違反者については、諭旨により退任願を提出させるが、これに応じないときは解任する。
- (8) 解任：地方委員、役員及び名誉職等の違反者については、即時に解任し、就任資格を解く。

2 前項の定める懲戒処分を受けた者は、内容に応じて次の各号を適用する。

- (1) 愛媛県弓道連盟推薦規程に基づく推薦を行わない。
- (2) 愛媛県弓道連盟会長の承認が必要な、競技会、審査会、講習会等の参加を認めない。
- (3) 愛媛県弓道連盟会長の推薦が必要な、各種団体の表彰等に推薦を行わない。

3 違反行為を教唆、幫助、隠蔽した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者

も処分の対象とする。

4 処分の種類及び内容は、(公財)全日本弓道連盟懲戒規程別表（処分の基準）を準用する。

第5条（公正の保持）

懲戒は、公正かつ適正に行わなければならない。

第6条（刑事裁判等との関係）

処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の本連盟以外の処分を受けたときまたは受けようとするときであっても、本連盟は同一案件について、その違反者を処分することができる。

第7条（懲戒処分と損害賠償）

違反者が故意または過失によって本連盟に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、懲戒されたことによって損害の賠償責任を免れることはない。

第8条（違反者の処分の解除・復権）

1 本規程により1年を超える期間の資格停止処分を受けた者は、処分開始日から1年を経過した後、会長に対し、処分解除申請書及び誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。

2 本規程により資格取消処分を受けた者は、処分開始日から3年経過後、会長に対し、復権申請書及び誓約書を提出し、復権を求めることができる。

3 本規程により登録停止処分を受けた者は、処分開始日から1年経過後、会長に対し、処分解除申請書及び誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。

4 会長は、懲戒審査会に1項ないし3項の書類一式を回付する。

5 懲戒審査会は、1項ないし3項の申請者を聴聞のうえ、処分解除・復権相当と判断した場合、その旨を会長に答申する。

6 会長は、懲戒審査会の決議を経て、処分解除・復権を決定する。

第9条（通報窓口）

本連盟は、第3条に規定する違反行為の通報相談を受け付けるために、通報窓口を設置する。

第10条（懲戒審査会の設置）

1 会長は、第2条に規定する者が第3条に定める違反行為を行ったおそれがあると認めた場合、懲戒審査会を設置し、その事案に関する調査・審問を請求する（以下「調査等請求」という）ことができる。

2 懲戒審査会の委員は本連盟の副会長若干名、理事長及び監事1名で構成する。委員に必要な応じ外部有識者を参加させることができる。

なお、対象者、利害関係者がその中に含まれている場合は構成員から除く。

3 懲戒審査会は、審問終了後1か月以内に、会長に対し、書面をもって当該事案の処分案を答申する。

第11条（懲戒審査会の調査及び審問）

1 懲戒審査会は、調査等請求の対象とされた者（以下「調査等被請求者」という）に対して、調査の対象となったこと及び疑われる違反行為の概要を文書で通知する。

- 2 懲戒審査会は、調査等被請求者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 懲戒審査会は、証拠を収集し、調査等被請求者などの当該事案の関係者から事情を聴取し、事実を調査及び審問する。
- 4 懲戒審査会は、前項の調査の結果を調査報告書としてまとめ、会長に答申する。
- 5 前項の調査の結果、処分を伴う場合の調査報告書には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 処分の内容
 - (2) 違反行為にかかる事実
 - (3) 調査手続の経過
 - (4) 処分の理由
- 6 前項の調査の結果、処分を伴わない場合の調査報告書には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 処分を不相当とした旨
 - (2) 認定された事実（証拠不十分等で違反行為の認定ができない場合はその旨）
 - (3) 調査手続の経過
 - (4) 処分不相当の理由
 - (5) 同種の問題が生じないようにする対応策

第12条（処分の決定）

- 1 会長は、前条4項の答申を受けたときは、これを速やかに常務理事会に諮ることとする。
- 2 常務理事会は、懲戒審査会の答申を審議し、処分を決定する。
- 3 会長は、前項の決定に基づき、調査等被請求者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知するとともに、その旨を本連盟所属支部に通知する。
 - (1) 調査等被請求者の表示
 - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分ないし処分不相当の理由
 - (5) 処分の年月日
- 4 処分の決定は、前項の通知が調査等被請求者に到達した時に効力を生じる。
- 5 （公財）全日本弓道連盟に処分が決定し、第四条の懲戒を科した者について報告する。

第13条（手続の秘密性）

懲戒審査会の手続及び協議内容は、これを非公開とする。

第14条（機密の保持）

懲戒審査会及び懲戒に関する調査・審問に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第15条（理事会への報告）

会長は本規程に基づいて処分および処分の解除・復権した場合は、調査等被請求者に対し、書面をもって解除・復権処分決定を通知するとともに、その旨を本連盟所属支部に通知し、直近の理

事会及び総会で報告する。

第16条（その他）

本規程に定めのない事項は、(公財)全日本弓道連盟懲戒規程を準用する

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。